

津山市体育施設使用料金表

令和元年10月1日改定

衆楽公園(中央公園グラウンド, 弓道場)

中央公園グラウンド	区分	半 面			
		全 日		1 時間	
	高校生以下	840円		100円	
一般	1,080円		120円		

中央公園グラウンド 照明施設	区分	照明塔1基につき			
		1時間まで基本料金		1時間を超える場合は30分ごとに追加料金	
	アマチュアスポーツ	1,150円		570円	
	アマチュアスポーツ以外	2,310円		1,150円	

弓道場	区分	専 用			一般使用(1人につき)	
		全 日	1 時間		1 時間	
			8時30分～18時	18時～21時	8時30分～18時	18時～21時
	高校生以下	3,450円	410円	550円	70円	90円
	一般	5,760円	690円	830円	110円	130円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し物で使用する場合は、第1項から第6項までの規定により算定した額の2倍とする。
- 2 入場料を徴収する場合の各施設の使用料は、野球場にあっては最高入場料金の100人分に相当する額を、その他の施設にあっては最高入場料金の30人分に相当する額を第1項から第6項までの規定により算定した額に加算して得た額とする。